

英国の EU 離脱に係る対応について

平成 31 年 3 月 15 日

日英当局は、日英間の個人データ移転については、英国の離脱後も、離脱前の日・EU 間の相互認証に基づく個人データ移転と同様の効果を維持することとします。

日英間の個人データ移転に関しては、かねてより、円滑な個人データの移転を確保することについて、英国当局との間で一致しており、英国議会において、離脱後も EU における十分性認定（日本を含む）を維持する法案が、本年 2 月 20 日に可決されています。日本側においても、英国の離脱後においても、EU に対して行った個人情報保護法第 24 条に基づく指定を英国に対して継続することとします。

これにより、英国の離脱後においても、日英間の円滑な個人データ移転が確保されます。

(注) 十分性認定に基づいて EU から日本に移転される個人データに適用される EU 補完的ルール（本年 1 月 23 日に適用開始）については、英国の離脱の日から、英国から日本に移転される個人データにも適用されます。

(参考) 今後、英・EU 間の離脱協定案が最終合意されない場合、英国政府のガイダンスによれば、英国から EU へのデータ移転は新たな措置を講じることなく、これまでどおり可能である一方、EU から英国への個人データの移転については、ノーディールの場合、本人同意や契約等の方法によることとされています。

参考リンク（当委員会ホームページ）

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_190212/

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局総務課

氏名 木澤、西村

電話：03-6457-9752